

職場における受動喫煙防止対策について（論点整理）

検討事項 1 基本的方向

受動喫煙対策について、今後どのような観点で進めるか。

1 現状

（我が国における受動喫煙防止対策）

- （１） 職場における受動喫煙防止対策については、平成 4 年以降、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として進めてきた。（別添 1）
- （２） 平成 15 年に健康増進法が施行され、同法第 25 条において、多数の者が利用する施設の管理者は、これらの施設を利用する者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされた。（別添 2）
- （３） それを受けて、平成 15 年 5 月に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が改正され、事業者が事業場全体を常に禁煙とするか、一定の要件を満たす喫煙室等でのみ喫煙を認めそれ以外の場所を禁煙とすることが望ましいとされた。（別添 1）
- （４） 本年 2 月には、健康増進法第 25 条に規定された受動喫煙防止対策の基本的な方向性について、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」とする健康局長通知が発出された。（別添 2）

（国際的動向）

- （５） 世界保健機関（WHO）は、たばこの消費が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、受動喫煙防止を始めとした、たばこの規制に関して定めた「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（たばこ規制枠組条約）を策定し、平成 17 年 2 月に発効した。（我が国は平成 16 年 6 月批准。）（別添 3）
- （６） たばこ規制枠組条約の批准や、受動喫煙による健康障害に関する科学的認識を背景に、諸外国において、屋内の公共の空間や職場等における受動喫煙を防止するため、法律等による規制が進められている。（別添 4）

(受動喫煙の有害性に係る認識)

(7) 受動喫煙による健康影響は、たばこ規制枠組み条約第 8 条において規定されているほか、国際がん研究機関 (IARC) の発がん性分類においても、受動喫煙はグループ 1 (ヒトに対する発がん性が認められる) に位置付けられている。また、日本産業衛生学会許容濃度等に関する委員会では、「職業上で不随意に曝露する有害物質」として「タバコ煙」を検討した結果、本年 5 月に「第 1 群 (ヒトに対して発がん性がある)」と位置付けた。(別添 5)

(8) 「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」(健康局; 平成 21 年 3 月発表) においては、国際機関や米英を始めとする諸外国における公的な総括報告に基づき、受動喫煙が冠状動脈疾患の原因となるなどの報告を行っている。(別添 5)

(政府の職場の受動喫煙防止対策を巡る動向)

(9) 政府は、「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) の別表 成長戦略実行計画(工程表)において、「受動喫煙の無い職場の実現」を「2020 年までの目標」として定めた。(別添 6)

2 今後のあり方(職場における受動喫煙防止対策に関する検討会(以下、「検討会」という。)報告書より)

(基本的方向)

(1) 有害性の認識、国際動向等の受動喫煙を取り巻く環境が変化していることを踏まえると、今後は、快適職場形成という観点ではなく、労働者の健康障害防止という観点から対策に取り組むことが必要である。

(2) 職場は労働者が選択することが容易でなく、しかも一定の時間拘束されること、事業者には「労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」(労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 5 条)という安全配慮義務があることを考慮に入れると、事業者の責任において措置を講ずる必要がある。

検討事項２ 受動喫煙防止対策のあり方について

事業者が取組むべき受動喫煙防止対策としてはどのようなものが考えられるか。

顧客が喫煙する飲食店等については、一般の事務所や工場と違った対応が必要ではないか。

１ 現状

（職場における受動喫煙の現状と課題）

- （１） 職場における受動喫煙の現状は、平成 19 年の労働者健康状況調査によると、何らかの喫煙対策に取り組んでいる事業場は全体の 76%と、平成 9 年の同調査の 48%、14 年の 59%より大きく増加しているなど一定の受動喫煙防止対策の進展が認められる。（別添 7）
- （２） しかしながら、具体的な内容を見ると、「事業所全体を禁煙」又は「喫煙室を設け、それ以外を禁煙」を講じている事業場の割合は、全体の 46%である。規模の小さい事業場においては受動喫煙防止対策の取組が進んでいないが、事務所全体を禁煙にしている割合は、規模の小さい事業場の方が規模の大きい事業場よりも多い。（別添 7）
- （３） 職場で受動喫煙を受けているとする労働者が全体の 65%、職場における喫煙対策として望むことがある労働者が全体で 92%にも上る。（別添 7）

（飲食店等における受動喫煙防止対策の状況等）

- （４） 関係業界団体の協力を得て行ったアンケート調査によると、飲食店では、受動喫煙防止については、「お客様の受動喫煙を防止すべき」とするものが約 32%、「従業員の受動喫煙を防止すべき」とするものが約 43%ある。しかしながら、「お客様の受動喫煙を防止したいが営業が優先（難しい）」が約 50%あり、「従業員の受動喫煙を防止したいが営業が優先（難しい）」が約 37%となっている。受動喫煙防止について必要性等の認識は比較的高いものの、経営上の事情などから、十分な対策ができていないところが多いと考えられる。この傾向は宿泊業においても同様であった。（別添 8）
- （５） 同アンケート調査によれば、飲食店では主として酒を提供する店、宿泊業ではバーのような場所では受動喫煙防止対策を講じていないところ

が多かったものの、主として食事を提供するような店等では、全面禁煙や空間分煙を行っている割合が3割から半数程度あった。(別添9)

- (6) 本年2月に健康増進法第25条の施行に関して発出された健康局長通知においては、「今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」とし、「全面禁煙が極めて困難である施設・区域」においては、「施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める」とされている。(別添2)

2 今後のあり方(検討会報告書より)

＜一般の事務所、工場等における措置＞

- (1) 受動喫煙を防止するには、たばこ煙にばく露しない対策を講ずる必要がある。その方法として、全面禁煙(注1)や空間分煙(注2)とすることが必要である。

注1：建物や車両内全体を常に禁煙とすることをいう。

注2：喫煙室でのみ喫煙を認め喫煙室以外の場所を禁煙とすることをいう。

- (2) このうち空間分煙については、一定の要件を満たす(注3)喫煙室の設置が必要となる。

注3：平成14年6月に健康局に設置された分煙効果判定基準策定検討会において報告書が取りまとめられ、受動喫煙防止措置を講ずる際の参考とすることとされたが、当該報告書における「分煙効果判定基準」では、非喫煙者の受動喫煙による健康への影響を排除・減少させるだけでなく、喫煙者のために良好な空気環境に維持するという観点も加えて、当該喫煙室の分煙効果を判定する基準として浮遊粉じん濃度0.15mg/m³以下が示されている。また、平成15年5月に示された「職場における喫煙対策のためのガイドライン」においても、可能な限り空気環境を良好に保つことが重要との認識から、基準となる空気環境の濃度として浮遊粉じん濃度0.15mg/m³以下とし、適用範囲に喫煙室等も含めている。

＜顧客が喫煙するため、（１）の措置が困難な職場における措置＞

（３） 飲食店、ホテル・旅館等の宿泊施設等の場所においても、顧客にサービスを提供する労働者の受動喫煙防止という観点からは、（１）に掲げた措置をとることが必要。

（４） （３）が困難な場合においても、事業場の状況に応じ、事業場に占める喫煙区域の割合を少なくし、当該喫煙区域からのたばこ煙の漏れを防ぐとともに、当該喫煙区域における換気等による有害物質濃度の低減、適当な場合は保護具の着用等の措置により、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることが必要である。

＜その他の対策（共通事項）＞

（体制の整備）

（５） 事業場における受動喫煙防止対策の取組は、組織的・継続的に行うことが重要であることから、事業場内で行う受動喫煙防止対策の取組について、これを検討する組織や責任者を明確にするなど、体制を整備することが必要である。その際、労働衛生スタッフの参画や連携を図る他、既存の衛生委員会等の活用を行うことが考えられる。

（教育）

（６） 受動喫煙防止対策の取組を円滑かつ継続的に実施するためには、事業者及び労働者双方が対策の必要性を理解することが不可欠である。このため、事業者及び労働者に対して、受動喫煙による健康影響について教育を行う事が重要である。

＜受動喫煙防止措置に係る責務の在り方＞

（７） 労働者の受動喫煙の機会を低減させることは、快適職場形成という観点ではなく、労働者の健康障害防止という観点から対策に取り組むことが必要であることから、事業者の努力義務ではなく、義務とすべきである。

検討事項 3 顧客が喫煙する職場での換気装置の効果を評価する空気環境基準等について

顧客が喫煙する職場での換気措置の効果を評価する空気環境基準、換気量については、委託事業として行った職場における受動喫煙防止対策基準検討委員会（以下、「検討委員会」という。）で定められる数値でよい。

1 現状

（空気環境基準）

- （１） 顧客が喫煙する職場での換気措置の効果を評価する空気環境基準、換気量については定められていないが、宿泊業や飲食店を対象に行った調査では、ホテル、旅館の宴会場におけるたばこ煙平均濃度はそれぞれ 0.17 mg/m³、0.16 mg/m³、また、ファミリーレストランにおけるたばこ煙平均濃度は 0.19 mg/m³ などの結果が示されている。（別添 10）

2 今後のあり方（検討会報告書及び検討委員会報告書より）

- （１） 顧客が喫煙するため、全面禁煙又は空間分煙の措置が困難な職場については、換気の効果の評価することが重要であることから、それが行えるように、換気量や何らかの濃度基準等の設定を検討することが必要である。この際、事業場の負担を軽減する観点から、効果の評価方法は簡便なものとするよう留意することが望ましい。

- （２） 換気装置の効果を評価するための指標は、以下の 2 種類とし、事業者はいずれかを満足すればよいものとするのが適当である。

① たばこ煙の濃度

： マーカーを浮遊粉じんとし、濃度 0.15mg/m³ 以下

② 換気量

： n 席の客席がある喫煙区域における 1 時間あたりの必要換気量は
70.3 × n m³/時間

検討事項 4 事業者に対する支援について

受動喫煙防止対策を推進するに当たり、事業場に対する支援として何が必要か。

1 現状

（職場における受動喫煙防止対策の実施状況）

- （１） 職場において受動喫煙防止対策に取り組んでいない理由として、多くの事業場が事業場内の合意が得られないこと、喫煙室等を設けるスペースがないこと、どのように取り組めばよいのかわからないこと等を掲げている。（別添 11）

2 今後のあり方（検討会報告書より）

（技術的支援）

- （１） 事業場の取組を促進するために、全面禁煙を含めた受動喫煙防止対策の取組に関して把握された好事例の情報提供も含めた技術的支援を行うことが適当である。

（財政的支援）

- （２） 顧客が喫煙するため、全面禁煙又は空間分煙の措置が困難な職場において、喫煙専用室の設置など労働者の受動喫煙防止に有効な対策を講ずる中小企業に対しては、経済的な負担にも配慮し、財政的支援を行うことが望まれる。

検討事項5 国民のコンセンサスの形成等について

受動喫煙防止対策の取組を効果的に進めるには、国民のコンセンサスを得ること等が重要ではないか。

1 現状

（政府の職場の受動喫煙防止対策を巡る動向）

- （１） 政府は、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）の別表 成長戦略実行計画（工程表）において、「受動喫煙の無い職場の実現」を「2020 年までの目標」として定めた。（再掲）（別添 6）

2 今後のあり方（検討会報告書より）

（国民のコンセンサス）

- （１） 顧客が喫煙するため、現状では直ちに労働者が勤務する場所を禁煙とすることが困難な場合においても、将来的には全面禁煙又は空間分煙による受動喫煙防止対策の導入について、国民のコンセンサスを得つつ、社会全体としての取組を計画的に進めていくことが必要である。

（十分な周知）

- （２） 職場における受動喫煙防止対策の取組を進めるに当たっては、広く国民一般に対し、たばこ煙の有害性等に関する一層の周知が必要である。
- （３） 事業者が、新たな制度に基づいた受動喫煙防止対策の取組を進めるに当たっては、一定の準備が必要となることから、関係する事業者等に対して、十分に周知を行うことが必要である。

（建築物貸与者の協力）

- （４） 事業者がテナントとして貸しビルに入居している場合は、建築物貸与者の協力も必要である。